

フリースクール 利用料補助制度

能代市では、不登校のお子さんが安心して学べる環境づくりを支援するため、フリースクールの利用料の一部を補助します。

利用料の
2分の1を
補助！

月額上限
12,500円

対象となる方

次のすべてに
当てはまる
保護者が対象です。

- ✓ 能代市に住所がある
- ✓ お子さんが概ね30日以上、学校に登校していない
- ✓ フリースクールを原則として週1回以上利用している
- ✓ フリースクールを利用することにより、在籍学校の出席扱いとなっている
- ✓ 他の制度で同じ利用料の補助を受けていない。
- ✓ 本市の市税等の滞納がない
- ✓ フリースクールでのお子さんの様子等に関する情報について、フリースクールが在籍学校に情報提供することに同意できる



一つでも気になることがあれば、お気軽に学校教育課へご相談ください。

補助内容

補助額

利用料の

2分の1を補助します。

月額上限 **12,500円**

※学校の授業時間内の利用に係る費用が対象です。

対象となる費用

- フリースクールの利用料
(学校の授業時間内の利用に係るもの)

対象外となる費用 (例)

- × 入会金、年会費、入学金
- × フリースクールの利用に係る交通費
- × 教材費、実習費、イベント参加費 など
- × 食費、その他実費負担に係る費用
- × 体験利用に係る費用



申請の流れ

申請期限については、市HPをご確認ください。

- 1 申請書を提出**
利用開始前までに申請してください。
- 2 市が審査・交付決定**
申請内容を審査し、交付の可否を決定します。
- 3 フリースクールを利用**
学校の授業時間内にフリースクールを利用します。
- 4 利用料を支払う**
利用料をフリースクールにお支払いください。
- 5 支払完了報告**
支払いが完了したら、市へ報告します。
- 6 補助金を受け取る**
市から補助金が交付されます。



※詳細は市HPをご確認ください。

フリースクールとは？

学校以外の場所で、学習支援や体験活動、相談などを行い、一人ひとりに合った学びや居場所づくりを支援する施設です。



学習支援



読書・創作活動



相談・交流



パソコン学習



体験活動

※能代市教育委員会が認定したフリースクールが対象です。

よくある質問

- Q1** 学校へ毎日通えなくても対象になりますか？
A 要件を満たせば対象になります。
- Q2** 年度の途中から利用を始めても対象になりますか？
A 年度途中からでも対象になります。利用開始前までに申請してください。
- Q3** どのフリースクールでも対象になりますか？
A 教育長が認定したフリースクールが対象です。

お問い合わせ

能代市教育委員会
学校教育課

☎ 0185-73-5178



能代市 フリースクール補助金



対象期間

令和8年4月利用分から対象です。

この事業は、不登校児童生徒の社会的自立を目指し、学校以外の多様な学びの場を利用するご家庭を応援する制度です。